

建設技能者の処遇改善に向けて

「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」における議論から 法政大学社会学部准教授 惠羅 さとみ

賃金について積極的な提言

国交省検討会が踏み込む

第77回大手企業交渉に向けて、4月6日、日本教育会館にて交際団会議が開かれました。特別講演の講師として壇上上がった惠羅さとみさん(法政大学社会学部社会政策科学科准教授)の講演の一部を紹介します。(見出し、文責共に編集部)

図1 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要

<ul style="list-style-type: none"> 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切にリスクの分担と価格変動への対応を目指す。 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。 	<p>協議プロセス確保による価格変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 請負代金変更ルールの明確化 価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化 請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建設資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。 透明性の高い新たな契約手法 契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラス方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。 	<p>賃金行き渡り・働き方改革への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限 中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証) 請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。 CCUSレベル別年収の明示 技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限 時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。
<p>実効性の確保に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」 国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。 許可行政庁による指導監督の強化 建設業法第19条の3(不当に低い請負代金)違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。 		



惠羅さん

国交省において、昨年8月から今年の3月まで9回行なわれた「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」に委員として参加させていただきました。色々な論点を出し合っただけで終わらずに議論し、結果として賃金について非常に踏み込んだ提言が出されたという点で、とても意義があったと感じています。まず、建設産業での持続可能性といった時に、中長期的展望を見いださなければならぬ、と議論になりました。一番話されたのが、不透明な慣行について、工事原価がわかりづらい総額一式での請負契約のあり方の見直しが必要ではないかという議論がありました。結論として、労働単価が見えにくい中で、公共分野で標準として出されている設計労務単価相当の賃金

「協議する」プロセスの確保 発注者から場設けて

政策提言にむけて行なわれた議論の一つとして、急激な価格変動への対応を取っ掛かりとして、請負契約を適正化するということ。基本的な話ですが、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基

本的に、発注者から場設けて、基



会場の様子

の行き渡りを徹底させるというところが、現実的な論点になりました。検討会では、諸外国の公共調達においては賃金を下支えする法律や制度がきちんとあるという話が紹介されました。例えばアメリカのデビッド・ベーンコン法やフランスの労働協約です。しかし、日本では、例えば入札契約における賃金の規定の部分では、労働条件の向上という努力義務

の行き渡りを徹底させるというところが、現実的な論点になりました。検討会では、諸外国の公共調達においては賃金を下支えする法律や制度がきちんとあるという話が紹介されました。例えばアメリカのデビッド・ベーンコン法やフランスの労働協約です。しかし、日本では、例えば入札契約における賃金の規定の部分では、労働条件の向上という努力義務

の行き渡りを徹底させるというところが、現実的な論点になりました。検討会では、諸外国の公共調達においては賃金を下支えする法律や制度がきちんとあるという話が紹介されました。例えばアメリカのデビッド・ベーンコン法やフランスの労働協約です。しかし、日本では、例えば入札契約における賃金の規定の部分では、労働条件の向上という努力義務

の行き渡りを徹底させるというところが、現実的な論点になりました。検討会では、諸外国の公共調達においては賃金を下支えする法律や制度がきちんとあるという話が紹介されました。例えばアメリカのデビッド・ベーンコン法やフランスの労働協約です。しかし、日本では、例えば入札契約における賃金の規定の部分では、労働条件の向上という努力義務

の行き渡りを徹底させるというところが、現実的な論点になりました。検討会では、諸外国の公共調達においては賃金を下支えする法律や制度がきちんとあるという話が紹介されました。例えばアメリカのデビッド・ベーンコン法やフランスの労働協約です。しかし、日本では、例えば入札契約における賃金の規定の部分では、労働条件の向上という努力義務

図2 公共調達に関する法律における労働条件の設定及び遵守の確認に関する規定

	スイス	米国	日本
関連する法律	公共調達に関する連邦法等	デービス・ベーンコン法	会計法 公共工事品確法
労働条件の設定	労働条件(労働協約)の遵守が入札条件	基準賃金以上の賃金の支払を義務づけ	労働条件の向上(努力義務)
最低賃金等の決定方法	労使間交渉により労働協約を締結。労働協約は統一的に拘束力を持つ	連邦労働省が調査に基づき決定	規定なし
遵守の確認	賃金支払いの確認方法	適切な他の機関へ監査権限を委譲し実施	発注者
			規定なし

出所: 国交省、第6回持続可能な建設業に向けた環境整備検討会(2022年12月27日)資料より

の行き渡りを徹底させるというところが、現実的な論点になりました。検討会では、諸外国の公共調達においては賃金を下支えする法律や制度がきちんとあるという話が紹介されました。例えばアメリカのデビッド・ベーンコン法やフランスの労働協約です。しかし、日本では、例えば入札契約における賃金の規定の部分では、労働条件の向上という努力義務

の行き渡りを徹底させるというところが、現実的な論点になりました。検討会では、諸外国の公共調達においては賃金を下支えする法律や制度がきちんとあるという話が紹介されました。例えばアメリカのデビッド・ベーンコン法やフランスの労働協約です。しかし、日本では、例えば入札契約における賃金の規定の部分では、労働条件の向上という努力義務

透明性を高めていく方向性 ものいえる業界に

第9回の会議の際に、1枚で提言概要というものが出されておりましたが、それが一目でわかる政策提言となつていきます(図1参照)。透明性を高めるコミュニケーションを促す、建設生産プロセス全体で信頼関係とパートナーシップ

第9回の会議の際に、1枚で提言概要というものが出されておりましたが、それが一目でわかる政策提言となつていきます(図1参照)。透明性を高めるコミュニケーションを促す、建設生産プロセス全体で信頼関係とパートナーシップ

第9回の会議の際に、1枚で提言概要というものが出されておりましたが、それが一目でわかる政策提言となつていきます(図1参照)。透明性を高めるコミュニケーションを促す、建設生産プロセス全体で信頼関係とパートナーシップ

第9回の会議の際に、1枚で提言概要というものが出されておりましたが、それが一目でわかる政策提言となつていきます(図1参照)。透明性を高めるコミュニケーションを促す、建設生産プロセス全体で信頼関係とパートナーシップ